

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 [2025 年 2 月 21 日開催（生命保険協会）]

1. 損保事案を踏まえた対応について

- 金融庁は、2024 年 12 月「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」の報告書を公表した。この報告書を受け、現在、国会へ保険業法の改正法案を提出するために作業を進めている。
- 金融庁としては、監督上の対応等もあわせ、保険会社や保険代理店に対して体制整備の強化を求めること等により、顧客本位の業務運営と健全な競争環境の実現に向けた環境整備を行っていく。
- 一連の環境整備は損害保険業界に限らず生命保険業界にも関係するものであり、生命保険会社におかれても、更なる顧客本位の業務運営の徹底・健全な発展に向け、引き続きのご協力をいただきたい。

2. 資産運用立国について

- 資産運用立国については、総理大臣、金融担当大臣からも引き続き力を入れてさらに発展させると御発言があったように、金融庁としてこの力強いモメンタムが失われないよう PDCA を回しつつ、取組を進めていく。
- その中で、NISA の適切な活用の促進や金融経済教育の取組を進めるとともに、コーポレートガバナンス改革の推進、さらに資産運用業の改革、公的年金や企業年金をはじめとするアセットオーナーシップの改革など、インベストメント・チェーンの機能強化に取り組んでいく。
- 「アセットオーナー・プリンシプル」の受入れを表明いただいている社や、新興運用業者促進プログラム（日本版 EMP）に係る取組事例を公表している社もある。
- 金融機関の皆様自身が顧客の立場であったとしても満足できる、利益にかなっていると思えるような商品を提供できるよう、顧客本位の業務運営が徹底されることを期待している。

3. 生命再保険に関するモニタリングについて

- 現在、日本の生命保険会社による再保険取引が増加傾向にあり、特に、資産も出再し投資リスクも含めたリスク全体を再保険会社に移転する資産集約型再保険の取引にも関心が高まっていると承知している。
- 国際的にも、資産集約型再保険についてカウンターパーティリスクや集中リスク等が指摘されているとともに、特に資産運用会社を同一グループ内に持つ再保険会社への出再に関しては、利益相反リスクも指摘されている。
- 各保険会社においては、再保険会社の健全性、資産運用管理や担保の有効性、再保険会社への集中度合い等、再保険取引にかかる各種リスクについて、適切なリスク管理を組織的・統合的に行っていただきたい。
- また、今般、生命再保険に関する実態を把握するためアンケート調査を実施している。金融庁としては、これらの生命再保険の実態を踏まえ、今後、国際的な議論も注視しつつ、生命再保険に係るモニタリング方針の検討等を行っていく所存であるので、引き続き、ご協力をお願いしたい。なお、調査結果については、次期保険モニタリングレポート等でフィードバックを行う予定。

4. 保険代理店ヒアリングの実施について

- 2025 年 2 月から 3 月にかけて、各地の保険代理店に対して、保険募集管理態勢の整備状況などの実態を把握するため、財務局と協働してヒアリングを行っている。
- ヒアリング項目については、「顧客本位の業務運営に係る取組方針」に基づく取組状況のほか、金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」報告書の提言に関する受け止めや実務面への影響等についても、丁寧に聞き取りたいと考えている。
- 各保険会社においては、ヒアリングの対象となった保険代理店から相談や協力依頼があった場合には、親身な対応やご支援をお願いしたい。

5. 「認知症施策推進基本計画」を踏まえた取組について

○ 2024 年 12 月 3 日に、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和 5 年法律第 65 号）に基づいて、認知症施策の総合的かつ計画的な推進に向けた「認知症施策推進基本計画」が閣議決定された。同基本計画においては、

- ・ 認知症サポーターの養成促進、
- ・ 認知症の人にとって利用しやすいサービスの開発・普及の促進、
- ・ 認知症高齢者を標的とする特殊詐欺等、消費生活における被害を防止するための啓発

等が盛り込まれている。

○ 金融機関の皆様におかれては、令和元年に策定された「認知症施策推進大綱」等を踏まえた従来の取組に引き続き、「認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう」にするという同法の目的を踏まえ、認知症の方に寄り添った金融サービスの提供等に努めていただきたい。

6. 「令和 6 年 12 月 28 日からの大雪」、「令和 7 年 2 月 4 日からの大雪」及び「流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故」にかかる災害等に対する金融上の措置について

○ 令和 6 年 12 月 28 日からの大雪、令和 7 年 2 月 4 日からの大雪及び流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故にかかる災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。

○ 各災害等に関し、青森県内、新潟県内、福島県内及び埼玉県内に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。

○ 被災地で営業している金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

（参考）災害救助法適用の状況

○災害名			
地方公共 団体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
○令和6年12月28日からの大雪			
青森県	1月4日（1月7日）	東北財務局	1月7日
○令和7年2月4日からの大雪			
新潟県	2月7日（2月7日）	関東財務局	2月7日
福島県	2月7日（2月7日）	東北財務局	2月10日
○流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故			
埼玉県	1月29日（2月11日）	関東財務局	2月12日

注：内閣府公表日順

7. FSBによりまとめられた移行計画に関するレポートの公表について

- 近年、企業（金融機関及び非金融機関）が気候関連リスクの戦略と管理を明確にするためのツールとして、移行計画への関心が高まっている。移行計画は、ステークホルダーが企業の気候変動及び移行へのアプローチについて情報を得るためにも活用されている。
- 金融安定理事会（FSB）に設置された移行計画ワーキンググループ（TPWG: Transition Plan Working Group）においては、金融庁のチーフ・サステナブルファイナンス・オフィサーの池田議長の下、金融当局の観点から金融安定との関連性について、業界へのアウトリーチの結果も踏まえつつ議論を行ってきた。今般、報告書を取りまとめて公表することとなったため、ご紹介したい。
- 本報告書は、何らかの勧告を行うことは目的としておらず、移行計画の目的や現在の業界の慣行、各国の金融当局による利用の状況を整理し、金融の安定性の評価に移行計画を利用することの限界と課題、可能性について検討した結果をまとめたものである。

- 本報告書において、移行計画が気候関連金融リスクと相互に関係する可能性を指摘しつつ、他方で、金融の安定性の評価のために移行計画を利用することについては、情報の信頼性や比較可能性をサポートするためのより一層の標準化、データの利用可能性の拡大等が必要であるとされた。今後の具体的な利用に向けては、国際機関や基準設定主体の作業や各国当局の取組、実務の進展を待つ必要性が述べられている。
- 本報告書は 2025 年 1 月 14 日に FSB ウェブサイトで公表されており、金融庁ウェブサイトにも掲載している。詳細は本文を参照願いたい。

8. フィッシング対策について

- 2023 年におけるフィッシングによるものとみられるインターネットバンキングにおける預金の不正送金の被害件数及び被害総額は、それぞれ 5,578 件、約 87.3 億円であり、過去と比べて急増している。足元、2024 年上半期においては、被害件数 1,728 件、被害総額約 24.4 億円となり、被害は高止まりしている。また、フィッシング攻撃による被害は、預金取扱金融機関に限ったものではなく、それ以外の金融機関の顧客に対しても発生している。
- 金融庁は、警察庁とも連携し、一般利用者向けに注意喚起を行っているほか、金融機関に対して、累次にわたりフィッシング対策強化の要請を行ってきた。政府としても、2024 年 6 月の「国民を詐欺から守るための総合対策」（※1）において、フィッシング対策の強化の方策として、「送信ドメイン認証技術（DMARC（※2））への対応促進」を始め、「フィッシングサイトの閉鎖促進」や「パスキー（※3）の普及促進」を掲げている。

※1 国民を詐欺から守るための総合対策（2024 年 6 月 18 日、犯罪対策閣僚会議）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/240618/honbun.pdf>

※2 DMARC (Domain-based Message Authentication, Reporting, and

Conformance) : SPF・DKIM の認証結果を利用し総合的に送信ドメイン認証を行う技術。受信したメールが正規の送信元から送られてきたかを検証できる技術の

一つ。ドメイン管理者は、認証に失敗したメールの取扱いを送信側でポリシー（DMARC ポリシー）として宣言できる。これにより、なりすまされているメールは受け取らない、といった強いポリシーを受信側に伝えることができるようになる。

※3 パスキー:パスワードが不要な認証技術。フィッシングサイト等の正規サイト以外のウェブサイトにおいては、認証が機能しないといった観点から認証技術の漏洩リスクを低減できる効果があるとされている。

- こうした足元の状況や「総合対策」を踏まえ、2024 年 12 月 24 日、金融庁は警察庁と連携し、業界団体を通じ、各金融機関に向け、フィッシング対策の強化を求める要請を発出した。
- 各金融機関においては、これまでもフィッシング対策の強化を推進してきたものと承知しているが、フィッシングの手口がますます巧妙化している状況も踏まえ、被害が発生してから対策を講ずるのではなく、あらかじめ対策を進めていただきたい。顧客本位の経営の実現には、顧客資産を守ることが不可欠である。対応が不十分と認められる場合には、経営陣自らの問題としてしっかり対応していただきたい。

9. サイバーセキュリティセルフアセスメントの結果還元について

- 2024 年 6 月下旬に生命保険協会を通じて各金融機関に依頼した「サイバーセキュリティに関する点検票」に基づく自己評価の集約結果を、2024 年 10 月末に各金融機関へ還元した。
- 各金融機関の経営陣におかれては、
 - ・ 還元した個票を見ると、他の金融機関と比べた自社の状態が分かるようになっているので、状況を確認していただきたい。
 - ・ その上で、業態対比で統制が弱い項目について、重要度及び緊急度に応じ、優先順位を付けて対応方針を決定するとともに、必要な人員、予算を投下していただきたい。
- 対応方針については、年次の業務計画に盛り込むことなどにより、経営陣において進捗を確認し、遅延や障害があれば原因を確認して是正していただくようお願いしたい。

10. 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(Delta Wall IX)の結果還元について

- 2024年10月に実施した「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(Delta Wall IX)」の評価結果について、2025年1月末、参加金融機関に還元した。
- 評価結果が良くなかった各金融機関の経営陣においては、問題点をよく確認いただき、コンティンジェンシープランの見直しを始めとして、優先順位をつけて改善を進めていただきたい。
- 加えて、改善の進捗を経営陣が確認し、遅延等があれば原因を特定し、問題を是正いただきたい。さらに、人員・予算不足が問題の背景にある場合は、その是正を計画的に進めていただきたい。
- また、今回の演習結果が良好であった金融機関においても、今回は特定のシナリオの下での演習に過ぎないため、最新の脅威動向を考慮して様々なシナリオを想定し、インシデント対応態勢の整備、検証を進めていただきたい。
- さらに、演習に非参加であった金融機関に対しては、今後、生命保険協会を通じて、各業態に共通して認められた課題や、良好事例を還元する予定である。非参加金融機関においても、金融庁からの還元内容を参考にして、サイバーセキュリティの強化に取り組んでいただきたい。

11. マネロン等対策の「有効性検証」の考え方・対話の進め方に関する文書の公表について

- マネー・ローンダリング(マネロン)等対策については、各金融機関において2024年3月末の期限までに整備した基礎的な態勢の実効性を高めていくことが重要であり、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン(マネロンガイドライン)では、各金融機関が自社のマネロン等対策の有効性を検証し、不断に見直し・改善を行うよう求めている。
- また、今後の金融活動作業部会(FATF)の第5次審査も見据えると、各金融機関が自らのマネロン等対策の有効性を合理的・客観的に説明

できるようになることも重要である。

- 金融庁では、「有効性検証」に関する金融機関等の取組を促進するために、「有効性検証」を行うに当たって参考となる考え方や事例を公表すべく準備を進めている。
- 公表は 2025 年 3 月頃を目指しており、2025 年 1 月 20 日よりパブリックコメントに付した（締切日は 2025 年 2 月 20 日）。
- 「有効性検証」はマネロンガイドラインで実施が求められており、各金融機関における有効性検証の進捗状況を踏まえながら順次対話を行う予定なので、パブリックコメント中のドラフトも参考に、経営陣主導のもと、「有効性検証」の取組を進めていただきたい。

12. Japan Fintech Week 2025 開催について

- 金融庁は、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、2025 年 3 月 3 日～7 日をコアウィークとして「Japan Fintech Week 2025」を開催する。
- 2024 年 3 月に初開催した際には、官民様々な団体による関連イベントが開催され、国内外から延べ 13,000 人以上の方に参加いただいた。今回は、新たに運営に加わっていただく Fintech 協会とも連携し、更なるコンテンツ拡充等を通じて、金融機関やフィンテック事業者、投資家等のステークホルダーにとって更なる連携強化の機会を創出したい。
- 生成 AI などテクノロジーの進展には目を見張るものがあり、金融庁としては、潜在的なリスクに対応いただきつつも、「チャレンジしないリスク」も踏まえて、イノベーションの実現に向けて各金融機関に積極的に取り組んでいただきたい。開催期間中は、その一助となるよう、AI やデジタル資産、保険、資産運用立国、送金・決済、コンプライアンスの高度化等をテーマに多面的な議論とネットワーキングを行う予定である。
- 各イベントの詳細は公式ウェブサイトで随時更新していく。経営層から現場担当者レベルまで様々な方に訴求するコンテンツを用意しており、各金融機関においては、是非足を運んでいただきたい。

(参考) Japan Fintech Week 2025 概要

- ・ 日時：2025 年 3 月 3 日～7 日【コアウィーク】
- ・ 会場：都内各地、各地方都市で開催予定
- ・ 主催：金融庁、一般社団法人 Fintech 協会
- ・ ウェブサイト：
<https://www.fsa.go.jp/policy/japanfintechweek/2025/index.html>

(参考) FIN/SUM 概要

- ・ 日時：2025 年 3 月 4 日～7 日[4 日間] 9:00-18:00
- ・ 会場：丸ビルホール（後日アーカイブ配信）
- ・ 主催：金融庁・日本経済新聞社
- ・ ウェブサイト：<https://www.finsum.jp/>
- ・ チケット登録：1 月下旬より上記ウェブサイトにて登録開始

13. サイバー安全保障について

- 2024 年 6 月から 11 月にかけて、「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」が内閣官房において開催され、2024 年 11 月 29 日に同有識者会議の提言が示された。

※ 「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cyber_anzen_hosyo/index.html

(内閣官房ウェブサイト)

※ 同提言等を踏まえ、2025 年 2 月 7 日にサイバー対処能力強化法案及び同整備法案が閣議決定されている。

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cyber_anzen_hosyo_torikumi/index.html

(内閣官房ウェブサイト)

- 今後、本提言を受けた制度整備に当たり、政府全体の取組の中で、金融庁としても業界とよく意見交換してまいりたい。

14. クライメート・トランジション利付国債について

- 2024 年 2 月より、世界初の国によるトランジション・ボンドとして「クライメート・トランジション利付国債」(CT 国債)が累次発行されており、幅広い投資家から受け入れられたものと評価している。また、

既に相当数の投資家が、自社のウェブサイト等において、CT 国債に投資した旨を表明しているものと認識している。

- CT 国債は、世界の中でもパイオニアとなる取組みであり、政府としても一丸となって取り組んでいる。皆様においても、CT 国債を購入した場合にはその旨を自社ウェブサイト等で開示していただけると、社会全体のグリーン・トランスフォーメーション（GX）への機運を高める観点からも有意義と考えている。

15. 令和 7 年度税制改正要望の結果について

- 金融庁の令和 7（2025）年度税制改正要望においては、
 - ・ 「資産所得倍増プラン」・「資産運用立国」の実現
 - ・ 「世界・アジアの国際金融ハブ」としての国際金融センターの実現
 - ・ 安心な国民生活の実現として、保険関連などの項目を要望した。
- その結果、2024 年 12 月 20 日に公表された与党税制改正大綱においては、
 - ・ 生命保険料控除制度の拡充
 - ・ 企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置など、金融庁関係の重要要望項目が措置されることとなった。
- 生命保険料控除制度の拡充については、所得税法上の一般生命保険料について、居住者が年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合には、令和 8 年分における当該控除の最高限度額を 6 万円（現行 4 万円）とすることとなった。
- 企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置については、会社員の企業型 DC・iDeCo 全体の拠出限度額が、賃金の伸びを踏まえ 7,000 円引き上がり、iDeCo の拠出限度額は最大で約 3 倍になることとなった。また、自営業者の iDeCo 等の全体の拠出限度額も同様に 7,000 円引き上がることとなった。

- 引き続きしっかりと検討・議論すべき事項も残っており、今後、これらの事項について、必要な取組を行っていきたい。
- 税制改正要望プロセスにおいては、業界の皆様から様々なご支援をいただいた。この場をお借りして感謝申し上げたい。

16. 「国民の安心・安全と持続的成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」について

- 2024年11月22日、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするため、「国民の安心・安全と持続的成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」が策定された。
- 今回の総合経済対策では、①「日本経済・地域経済の成長～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」、②「物価高の克服～誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける～」、③「国民の安心・安全の確保～成長型経済への移行の礎を築く～」の3つの柱に沿って政府として各種施策が取りまとめられた。
- 金融庁関連としては、
 - ・ 「資産運用立国」の実現に向けた、コーポレートガバナンス改革の推進や、「金融・資産運用特区」のプロモーションや「Japan Weeks」を通じた日本市場の魅力発信、J-FLEC等と連携した地域の金融経済教育の充実のほか、
 - ・ プロ投資家に対する非上場株式の勧誘における規制の見直しやインパクト投資の更なる普及・浸透等を通じた、スタートアップの資金調達支援のための環境整備、
 - ・ レビキャリ（REVICの人材プラットフォーム）の活用による大企業人材と地域の中堅・中小企業のマッチングの促進、などの施策が盛り込まれている。
- 金融庁としては、こうした取組みを通じて、日本の持続的な経済成長に貢献できるよう、しっかりと取り組んでいく。金融機関の皆様におい

ても、ご理解・ご協力をよろしくお願いしたい。

17. 金融行政モニター制度について

- 金融行政モニター制度は、金融機関及びその職員などからの金融行政に対する率直なご意見等を中立的な第三者である外部専門家に直接お届けし、金融行政に反映させる仕組みとして運用しており、2025 年で 10 年目を迎える。
- 2024 年（1 月～12 月）は 42 件のご意見を受け付けており、
 - ・ 保険募集人に対する規制の強化
 - ・ 事業ファクタリングに関する規制法令の制定などに関するご意見について、金融庁の対応を公表した。
- 金融庁としては、受け付けたご意見について、金融行政の改善につなげる観点から前向きに対応していきたいと考えているので、本金融行政モニター制度を生命保険協会傘下金融機関及びその職員に周知いただき、金融制度や金融庁に対する率直なご意見をお寄せいただけると幸い。

（以上）